

会議録

会議の名称	令和7年度 第3回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和7年10月8日（水）17時00分から18時15分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員(副会長)、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	令和7年度 第3回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

(委員長)

令和7年度第3回差別解消委員会を開会いたします。

本日の欠席委員等について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日欠席等ございません。

(委員長)

配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

(事務局)

本日の資料は、資料1障害の社会モデルに関する見直し案。

資料2複合的な差別に関する見直し案。

資料3虐待に関する見直し案。

資料4意思決定支援に関する見直し案。

資料5合理的な配慮に関する見直し案。

資料6教育に関する見直し案。

資料7特定相談に関する見直し案。

資料8令和7年度差別解消委員会開催予定。資料は以上となります。

(委員長)

協議事項(1)条例の見直しについて協議をしたいと思います。

前回の協議会で、以前の見直しの際に、論点となっていた4つのポイントに加えて、新たな論点について、いくつか意見をいただきました。

今回、前回の議論を踏まえた見直し案を事務局に作成をしていただきましたので、議論を深められたらと思っております。

それでは事務局からそれぞれの改正案1から7まで事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局です。

まず資料番号につきましては逐条解説におけるページ番号の若い順に並べております。

前回の協議で追加した項目が間に入ることにより前回とは一致しないものがありますので資料番号ではなくタイトルで比較していただきたいと思います。

ではまず資料1「障害の社会モデルに関する見直し案の修正案」でございます。

解説の1「障害の定義」に関しまして、まず項目名を、「障害の定義」から「障害の考え方」に改めております。

説明内容につきましては前回の資料では極力現行の文章を生かすことを前提に修正しておりましたが前回の協議内容を踏まえまして医学モデルが最初にあ

り、社会モデルの考え方方が示された後、それが踏まえられるようになり、さらには IFC モデルという考え方もあるということを流れとしてわかるような文章に作り変えております。

また、結びの部分につきましては何に基づいて定義したという限定的な言い方ではなく、これらの考え方を踏まえて定義したという形に修正しております。

資料の 2 「複合的な差別に関する見直し案」でございます。

前回の協議の中で複合的な差別に関して特に女性と児童に限ってしまうことにに関して憲法などを参考に前段として考えうるものを全て入れてはどうかというようなご意見がございましたことから、追加した項目でございます。

調べてみると権利条約で差別される可能性のある内容が挙げられているものがありその中で女性と児童についてさらに個別に挙げられておりました。

憲法におきましても第 14 条「法の下の平等」に関する規定がございますのでそちらを引用することも考えましたが、大方一致している内容であり女性と児童について特出しする前段の文章としては権利条約の方が自然に繋がるかと思いこちらを引用しております。

資料の 3 「虐待に関する見直し案」でございます。

虐待の類型が 5 つある中で多く見られるにも関わらず、経済的虐待についての例示がないのはいかがなものかというようなご意見がありまして追加した項目でございます。

条文に経済的虐待の例示を追記するとともに解説において「特に件数が多い」とあったところ「障害を理由としてしばしば見られるもの」という表現に改めております。

資料 4 「意思決定支援に関する見直し案」でございます。

前回の協議の中で「自己決定」という言葉の使い方について様々ご意見をいただいたところですが、条文として据わりが悪いという意見、「意思決定」と言い切ってもいいのではというご意見を踏まえて修正しております。

また、解説におきまして「最後の手段」という文言がイメージとしてふさわしくないのではという意見、複数の意見を取り入れるということが漏れているのではという意見を踏まえまして「関係者が協議して」という説明を加えております。

資料 5 「合理的な配慮に関する見直し案」でございます。

事業による合理的事業者による合理的な配慮の提供の義務に関して、現行の逐条解説を作成した時点では、改正差別解消法の施行日が定まっていなかつたことから「義務化されることに伴い」と説明しておりましたが、既に改正法が施行されていることから、「義務化されたことに伴い」に改めまして、「公布の日から 3 年以内に施行」とあったところを「令和 6 年 4 月 1 日施行」という形

に改めております。

資料6 「教育に関する見直し案」です。

こちらは前回の協議後全体会において教育委員会としての見解を確認したところ第12条第2項について2つの文を1つにまとめることについては問題ないというご意見でした。

また、教育委員会としては、障害の有無ということではなく全ての子どもにそれぞれの困りごとや特性に応じた支援を行うという考え方なので、第12条第1項については、「障害の有無に関わらず、幼児、児童および生徒が」と表現されているのを、「全ての幼児児童および生徒が」と表現することも考えられるというお話をしました。

ただ、この条例が障害者差別解消法の趣旨にのっとったものであることを踏まえると、「障害の有無に関わらず」という文言は必要だと考える所以文言の変更は要望しないというお話をいただいたところです。

従いまして、こちらにつきましては前回の資料からの変更はございません。

最後に資料7 「特定相談に関する見直し案」です。

前回提出した資料で特定相談の名称についての説明を解説に加えたところですが、その中の「「障害」や「差別」という文言は避けという部分につきまして言い方が強すぎるというご意見をいただきまして、様々提案をいただきました。

それを踏まえまして「という」という言い回しを「といった」に改めまして「避け」という言葉を「用いずに」という形に言い換え「単に」という文言を削除する形で修正をしております。説明は以上です。

有難うございました。

(委員長)

事務局から今後の議論のたたき台となる修正案をお示しいただきました。

修正案について各委員からご質問等ご意見等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

資料1の方で何か質問や意見がございますか。

一点、2006年に国際連合で採択された権利条約となっていますが、ここをしっかりと「障害者の権利に関する条約（以下権利条約）」とすると、資料2のところにも権利条約が出てくるのではっきりさせてしまった方がいいと思いました。

(事務局)

最初にお配りした資料1逐条解説に、表紙をめくった一番上「権利条約」というのは「障害者の権利に関する条約」ですということで、略称を使いましたと謳っております。

(委員長)

私の方で気づかず申し訳ないです。

資料2で何かございますか。

また何か気づいたところがあればお伝えください。

資料3について、虐待の条文でございます。

(委員)

「経済的な不利益を生じさせる行為等」の「行為」は据わりが悪い、美しくはないかなという気がします。

「経済的な不利益を生じさせる等」でもいいと思いますがいかがですか。

(委員長)

皆さんもそれでよろしいですか。

他に何かこの虐待のところでございますか。

修正した以外のところで気づきもあるかと思うのでそちらでも構いませんが、

資料3につきましては、よろしいですか。資料4に行きたいと思います。

意思決定支援に関する見直し案です。何かございますか。

(委員)

「取組」という言い方ですが書き方色々とあって、「取り組み」にする場合と、「取組み」にする場合と、漢字だけで「取組」とする場合ですが条例なのでおそらく漢字の方がいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

取組の表記に関してはとりあえずそのままで最終的に事務局で確認していただけると思います。

あと何かありますか。

変わったところが「意思決定」の部分と「関係者が協議をして」としっかりと入れたというところですが、この「関係者」という言い方は家族も含まれるという意味合いでよろしいですか。もちろん我々の意思としてはそういう意思だらうと思いますが、「家族や関係者が協議をして」と入れた方がわかりやすいかと思いました。

(委員)

「最後の手段として」を消した部分に「親族その他の」と入れれば、関係者になります。「親族その他の関係者」にすれば親族が入っていることは強調できると思います。

(委員長)

的確に修正をしていただきました。ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

「親族その他の関係者が協議をして」ということで、あと何か他にこの意思決定に関するところでございますか。

(委員)

解説の2段落目の「障害のある人は、本人の意向とは関係なく、施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきました。」というように言い切ることが、「置かれてきた」ということを言い切ってしまうことも引っかかりがあるかと思います。「置かれてきた過去の事象だ」と語り切ってしまうこともあまり望ましくないのか、改めて読むと、前回はあまり気にならなかったのですが、ニュアンスまでこだわっていると、様々な実態の説明についてそのニュアンスを言葉にすると大変まどろっこしくなり、解説としてあまりふさわしくないのかという気もしました。

(委員長)

今のご意見に対してもいかがですか。

(委員)

この文書は、意味の塊としては「本人の意向とは関係なく」、「強いられ」の後に「社会参加したくても十分できないような環境に置かれてきました」となっているので、強いられてしまっていて、そこは強いかとは思います。

市としては、今は、改善てきてだんだん良くなってきたというニュアンスを持たせたいか、未だに障害者の置かれている状況はマイナスが大きくて大変なのか、それによって方向性は違うと思います。

ただ、権利条約作られ、差別解消法が作られ、こうやって個々の条例でというふうにするなら、昔はこうだったけど今は、というようなニュアンスを持たせるのも悪くはないかと思いました。

(委員)

今言われた「強いられ」のところで、「施設や病院の入所等を強いられた」、「社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれることが多くありました」、まどろっこしいですが、断定しないとしたら、そのようなニュアンスの文章に書き換えるのか。ただ、これは改善していこうという道半ばであることをはっきりさせるとしたら、このままでもいいかもしれないのですがどうでしょうか。

いかがですか。

(委員)

障がいのある人は、本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等を強いられたり、社会参加したくても十分にはできなかつたような、つまり強いられて、そのことによって、社会参加できないというようになつてるので、「～たり、～たり」というようにする方が、仮に強いられなかつたとしても、何か障

がいがあるってことを理由に排除されていることがあったということがわかると思います。

(委員)

委員に言われるまで前回も読んだつもりでしたけど、特に引っかからずに読み流してしまい、いろいろ引っかかるという感じです。

委員の引っかかりと違うかもしれません、過去形なので僕が引っかかるのは、今は改善されてきている道半ばだけれどもあるというところに引っかかります。

過去形でやってしまうことに対して、「改善はされて道半ばだけども、今もある」と文章に盛り込むとすると、まどろっこしそうだと思いました。

(委員)

私は精神障害のある方の支援をすることが多いのですが、確かにかつての状況と比べると少しづつ改善をされているような気もします。

反面まだ進んでないという実態もあるのを肌感としてあって、業務との間に時間差がすごくあると思います。そうは言っても条例として作られていることはすごくいいことなので、多分もう少し言葉を足してもいいかと思ったところです。

(委員長)

ありがとうございます。この部分に関して、こういう状況にあったから、その下のところの文章で、だからこの条例が必要だっていうことを強調するために言っているようなところでもあると見て取れます。

委員も言いましたけど、道半ばという言い方に変えるのか、そういう状況があったので、こういった条例が必要だということを改めて言っていくのかというところですが、いい文章が出てこないですが言い回しとしては強調をしてこれが必要性を言っているという事になると思います。あとは、言い回しの話だと思います。

(委員)

確かにこの実態を表さないのもせっかくの機会に良くないと思うのですが、「強いられ」というところに断定的なものが出ているかもしれない、文章として成立するのなら「本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれることも多くありました」にするなどどうかと思います。

「強いられ」というところにものすごく強いもの感じますが、いわゆる意思決定支援だと思うと、それぐらいでもいいかとも思います。

(委員)

例えば「障害のある人は本人の意向とは関係ない、施設への入所等」というよ

うにしないと文章としてはおかしくなると思います。

また別のところで、次の段落、3段落目の主語が、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会とは」、ここの述語が「街です。」になっているので、これは「社会です。」とした方がいいと思います。

2段落のことに関しては、委員のおっしゃったように、「入所等」で切るのであれば「本人の意向とは関係のない」にしないと、繋がりが悪くなると思いました。

(委員長)

他に何かご意見ありますか。

そうしましたら、「障害のある人は、本人の意向と関係ない施設や病院への入所等社会参加したくても十分にできないような環境に置かれてきました。」

(委員)

正確に言うのであれば、ここは「歴史的に置かれてきました。」というのがいいかと思います。

それを踏まえて、「障害のある人は社会参加したくても十分にできないような環境に歴史的に置かれてきました。」

「歴史的に」を入れると過去のものとして禁止されてきたが今はそうではないものを目指すという気持ちは伝わると思います。

(委員長)

一旦、読み上げますと、「障害のある人は、本人の意向とは関係ない施設や病院への入所等、社会参加したくても十分にはできないような環境に歴史的に置かれてきました。障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加、貢献していくことができ、障害のある人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら、共に生きていく社会です。」というふうにとりあえずおきましょう。

(委員)

すみません発見しました。

3段落のその「障害のある人もない人も」のところの2行目、「そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加貢献」。これ、何に参加するのかわからないです。流したんですが、「社会参加」。「社会貢献」は私怖くて、障害者も貢献させられるようで、「社会参加」でいいのではないかと思います。

「積極的に社会参加していくことができ」、「身近な問題として捉え」、はそれでいいとして、「積極的に参加、貢献」のところを何に参加、貢献なのかをはつきりさせる。

あと「貢献」は必要なのかちょっとそこ他の委員の方ももしよかつたらどう思うかお聞かせください。

(委員長)

いかがでしょうか。

何かご意見ございますか。

確かにね、委員の言うとおりだとは思いますし、特に本人の意思とは関係なく施設や病院に入っているということであるならば、その後の、社会参加したくても十分できてないということを捉えるのであれば、ひとくくりにして、「社会参加」だけでもいいかという気はしますし、また上の部分だけを、加えるのであれば、どうしても強制されたという文言になってきてしまうので、それは使いたくないという気はしているので、「社会参加」でまとめていくことも一つかとは思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

ただもう一つの考え方としては、後ろに「社会です。」とあるので、参加貢献していくことができるの社会なのだと気づく人は気づくと思います。

「社会参加していくことができる社会です。」はしつこいという意見もあるかもしれません。「積極的に参加していくことができる社会です。」これはそんなに違和感ないと思います

(委員)

気にならなかつたのですが、ご指摘されて改めてみると、当然、この条例は地域共生社会を目指すので、貢献は、例えば重度の障害者であってもその生産性とかそういうことではなくて、社会とか地域に貢献するという意味で、そういう文脈で言っているのだろうと納得したところです。

人によっては、生産性があるのかととらえられることも考えられる。

そうすると、この文脈とは違った全く別の意味に捉えられかねないかと思います。

(委員)

委員が市民目線で捉えたときにそのように見えるのだと思いました。私は障害者の就労支援を進めている者として参加というと、いわゆる貢献までには至らなくとも社会とつながる権利はもっているというような、そういった印象があって、さらにやれる人は貢献していくことの意味として読み飛ばしてしまったのですが、福祉の現場にいる人間が感じることなので、この条例を読む市民の方がそういうふうに捉える可能性があるのならそこは削ってもいいと思います。

(委員)

例えば、本当に何も生み出さない人でも社会には参加していいと思います。

大事なのは個人も尊重されることだと思います。

本人からすると参加したい、社会に関わりたい、ということだと思うので重視されてほしいと思います。

そのようなメッセージを行政から出して欲しいですし、参加したくない人はそんなにいないと思います。放っておいてほしいときもあるだろうけれど、完全に誰もいない世界に生きていきたい人はいないと思います。

参加しない自由はあるけれど、参加していくことができるのならしたいと思います。貢献というと、どうしてもメリットを出さないといけないとか、それを目指さないといけないと思ってしまう。

私は社会に貢献できていなくても、社会にそういう人がいても良いと思っています。ときに人間マイナスになってしまうこともあるわけで、そういう意味で、「参加」だけでいいかと思います。

(委員長)

そうしましたら、「積極的に参加・貢献」の「貢献」を取っていただいて、「社会参加」と規定をして、ただ、「積極的に」というところも気になるところで、積極的になるかならないかは本人の自由なので、単純に「社会参加していくことができ」でもいい気はします。皆さんがよろしければ、「障害のある人が社会参加していくことができ」で今回置かせていただいて、また議論をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

資料4については、今のように変えていくという事で、資料5に行きたいと思います。

こちらは全体会の際に、教育委員会選出の委員から、これで構わないと言われてはおりますが、この中で文言的に修正がありましたらご意見をください。

(委員)

資料5について教育委員会からは何かありましたか。

(事務局)

特に教育委員会からはございませんでした。

(委員長)

資料5の中で何かござりますか。

私からよろしいですか。解説のところですが。「義務」「義務」「義務」と連呼されているのでまとめていくといいかと思います。

基本的に解説の第1項の下2行目で合理的配慮の提供を「義務」として規定しています、とこれはつきり「義務化した」と言っているので、その後はそうなった経緯の説明だと思いますが、「事業者による合理的配慮提供について努力義務としていましたが」、と「都条例で義務付けられている」そして、「差別解消法において義務化され」最後に、次のページ最後に「義務化しました。」義

務ばっかりとなっているのでまとめてもいいと私は思いました。

(委員)

法律的に言うと、努力義務は、「努めるものとする。」とか「努めなければならない。」といった、結果を伴わなくていいものです。

今回の条例の場合は「合理的に配慮しなければならない。」最後3項で「講ずるものとする。」となっています。他方で、第2項、これは市民については努力義務です。

つまりやるのであれば、最後のところを「法的に義務化しました。」や「同様の扱いとしました。」で良いと思います。

そうなると、解説第1項の2行目、小金井市および事業者による合理的な配慮の提供が「法的な義務」と読めると思います。

(委員長)

委員の言われた2行目に関しては、「法的な」をつけ加えた方がいいとは思いますので、その後、文書をまとめていくことになるかとは思います。

「都条例で～」「差別解消法で～」、や、最後が、「同様の扱いとしました。」というところです。

委員が言われた、市民は努力義務というところが、基本的には載っていないです。市民は努力義務だということはどこか付け加えた方がいいかと委員の説明を聞いて思いました。

(事務局)

第2項は別のページで説明していまして、逐条解説の19ページに第2項の説明があります。

(委員)

感想的になりますが、努力義務にしたのは、よくわかっている方が作っていると思いました。

(委員長)

資料5で何かございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、資料5は終了したいと思います。

次は、資料6になります。教育委員会選任の委員の方から前回の全体会で出ておりますのでこの部分については問題ないかと思いますが、ご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

続いて、資料7、特定相談についてです。

ご意見等ございましたらお願いいいたします。

(委員)

とてもわかりやすくなって、前回議論したところが反映されていてわかりやすいと思います。

(委員長)

他に意見はございますか。

資料7に関しましては、これでいかせていただきます。

振り返って、資料1から7まででご意見はありますか。

(委員)

資料4の2段落目の「参加」と「貢献」というところについて、「社会参加」と一旦落ち着いたと思いますが、ICFの資料1、2001年のICFにも「社会参加」っていうことで繋がる大事な要素の一つですけど、説明するのも、あえてここで解説として出しているので、「貢献」ということを外したとしても、きちんと説明がつくかと思います。

(委員長)

有難うございます。

(事務局)

一つだけそこで「積極的に」という文言を削ったところが、弱くなったようなイメージに思えていて、例えば、意思決定支援を今回足しているので、「自らの意思により」と入れてしまうのはいかがでしょうか。

あと一つは、ここ今まであったところをいじる理由として、今回、条文を直したところに伴って、というところも加わってくると、私どもの立場としては、いじりやすいので、そういう意味でも、関連する言葉として「自らの意思により」などを入れさせていただくとやりやすいと思ったところです。

(委員長)

私の意見としても問題はないので、「積極的に」というと強制的かと思つただけなので、そうではない「自らの意思に基づいて、」ということでよいと思います。

皆様よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

それでは、次に進みたいと思います。

それでは、協議事項の(2)その他についてです。

事務局からお願ひいたします。

(事務局)

事務局からは特にございません。

(委員長)

その他委員の方はありますか。

大丈夫でしょうか。

それでは、次に進みます。今後の進め方についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料8をご覧いただきたいと思います。

本日、議論いただいた内容をもとに見直し案を作成しまして、第1回に先立つてアンケート調査を実施した関係団体に10月から11月にかけて見直し案についての意見聴取を行いたいと考えております。

令和8年1月28日開催予定の第4回差別解消委員会では、その結果を踏まえて、改めて協議を深めていただければと思います。

その後、令和8年度には最終的な改正案を作成した上でパブリックコメントおよび市民説明会を開催し、当初の予定ではそこで出てきた市民からのご意見を踏まえて年度末までに市議会に議案を上程したいと考えておりましたが、全体の進行状況に応じまして令和8年12月の議会に上程を目指した前倒しも含め適宜スケジュールに関しては見直しをしてまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長)

有難うございます。

会議日程については全く変更がない状況だと思いますので、一応流れはこのようない状況ということでご承知おきいただければと思います。

それでは、ご質問等はありますか。

資料1から7までで見直した方がいい点はございますか。

大丈夫でしょうか。

今日の内容を事務局で精査していただければと思います。

それでは次の開催予定について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

次回の開催予定は、令和8年1月28日（水）午後6時からを予定しております。場所は本日と同様801会議室を予定しておりますが、時間帯が本日と1時間ずれますのでお間違えのないよう気を付けいただきたいと思います。

以上です。

(委員長)

有難うございました。

次回は時間を間違えないようにお願いいたします。

それではこれで差別解消委員会を終了します。